

入札説明書

「国立劇場おきなわ警備業務」

令和8年2月

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

配 布 資 料 目 次

一.	入札説明書	・ ・ ・	1
二.	競争入札参加者注意書	・ ・ ・	3
三.	請負契約書（案）	・ ・ ・	9
四.	警備業務仕様書	・ ・ ・	14
五.	委任状	・ ・ ・	22
六.	入札書	・ ・ ・	28
七.	質問・応答用紙	・ ・ ・	34
八.	提出を要する書類等一覧	・ ・ ・	35

入札説明書

1. 競争入札に付する事項

- 業務件名 : 国立劇場おきなわ警備業務
履行場所 : 国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号)
業務内容 : 別紙仕様書のとおり
履行期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 : 令和8年3月19日(木) 午前11時00分
(2) 場所 : 国立劇場おきなわ3階会議室

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条に該当しない者、又は、沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規程第7条に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一資格において、「役務の提供等」の営業種目「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること、又は、沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規程による入札参加資格名簿に登録されている「別表第3(第2条関係)」に格付けされている者であること。
(3) 警備業法第2章第4条により警備業務を営む者として認定されていること。
(4) 常駐する警備員には、警備業法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者としての資格を有する者を一人置くこと。
(5) 令和5年度以降、沖縄県内において継続して、建築基準法別表第一(い)欄(一)～(四)項に掲げる建築物の常駐警備業務を行った実績を有する者であること。
(6) 令和5年度以降、1年以上の期間において、公共機関(国、都道府県等)とのあいだに延べ面積14,000㎡以上の規模を有する施設の常駐警備業務を提供した実績を有する者であること。
(7) 県内に本店かつ拠点(警備業法第5条に定める営業所)があること。

4. 競争入札参加資格に関する審査書類の提出先等

- (1) 提出先 : 下記まで持参し、申し出ること。
(場 所) 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
(担当課) 公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団 管理課営繕係
(電 話) 098-871-3303
(FAX) 098-871-3322
(2) 締 切 : 令和8年3月12日(木) 午後5時まで

5. 質問について

- (1) 提出期限 : 令和8年3月6日(金) 午後2時(期限厳守)
(2) 質問は、管理課営繕係にて、文書で受け付ける。
回答は、国立劇場おきなわホームページ上に掲載する。
FAX : 098-871-3322
(3) 受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時までとする。
最終日は、午後2時までとする。

6. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

7. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他入札説明書に添付する「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」第21条各号に掲げる入札書は、無効とする。

9. 落札者の決定方法

本公告に示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者のうち、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団会計事務取扱要領」第12条の規定に基づいて、作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10. 契約の細目

文部科学省発注工事請負等契約規約（平成13年文部科学省訓令）別記二号製造請負契約基準を準用するものとする。

11. その他

本入札は次年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものであることから、理事会及び評議員会で当初予算案が承認されなかった場合には契約を締結しない。

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の財団帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

(入札)

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。

(2) 開札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にあつては、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第22の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合の

ほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手があるその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形があるその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

令和 8 年度

国立劇場おきなわ
警備業務請負契約書（案）

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

請 負 契 約 書 (案)

業 務 名 国立劇場おきなわ警備業務
契 約 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記の消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じてある。

発注者 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)との間において、国立劇場おきなわ警備業務(以下「業務」という。)について、上記の契約代金額で、次の条項によって委託契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書及びその他の書類に基づき業務を行うものとする。

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

第3条 乙は、国立劇場おきなわにおいて業務を行うものとする。

第4条 乙は、この契約に係る業務の全部を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合に、当該第三者が排除対象者(第17条第1項各号に該当する者)であることが判明したときは、直ちに当該第三者と契約を解除しなければならない。

4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた場合に、業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第16条第1項から第2項の規程を準用する。

第5条 乙は、業務従事者の身元、衛生、風紀及び規律の維持等一切の責任を負うものとし、甲が不適当と認めた者は、業務に従事させないことが要求できるものとする。

2 乙は、この契約に関連する労働基準法、労働者災害補償保険法等に基づく業務従事者の身分保障について、一切の責を負うものとする。

第6条 甲は、この業務の遂行に必要な施設及び設備並びに物品を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設及び設備を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意又は重大な過

失により滅失又は毀損した場合は、弁償の責を負うものとする。

第7条 乙が、やむを得ない理由により業務を遂行できないときは、甲・乙間で協議するものとする。

第8条 契約代金の支払いは、12回払いとする。

第9条 乙は、業務完了の月毎に「業務完了報告書」を公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団管理課へ提出するものとする。

第10条 契約代金の請求書は、業務完了の翌月に公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団に送付する。

第11条 契約代金は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

第12条 甲は乙に対し、本契約の締結につき独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第13条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
 - (2) 本件役務をなす能力を失ったとき。
 - (3) 甲又は乙の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、特別精算開始の申立て等の事実が生じたとき。
 - (6) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。
- 2 甲の都合により業務を必要としなくなったときは、甲は契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。
- 3 乙が正当な理由によりこの契約を解除しようとするときは、乙は契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに、甲に文書をもって申し出てその承認を得るものとする。

第14条 前条1項により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

第15条 乙は、契約履行中に知り得た発注者の秘密を漏洩し、他の目的に使用してはならない。又、本契約終了後といえども同様とする。

第16条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約代金額（本契約締結後、契約代金の変更があった場合には、変更後の契約代金）の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96

条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(3) 債務不履行があったとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第17条 乙は、乙、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等(以下「役員等」という。)が次の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 次に掲げる者(以下「反社会的勢力」という。)

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規程する暴力団をいう。)

ロ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

ハ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがあるもの、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。)

ニ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。)

ホ その他反社会的勢力であること。

(2) 反社会的勢力に対し、資金もしくは役務提供等をする事又は、反社会的勢力と何らかの取引をすること。

(3) 前各号に掲げることのほか、反社会的勢力と何らかの関係を持つこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、物品の購入強要、寄付金・賛助金強要、機関紙購入強要、示談交渉介入等について暴力的な要求行為又は法的責任を超えた不当な要求等を行うこと。

(5) その他違法行為をもって不正な利益の実現を図ること。

2 乙は、乙の再委託先、再委託先の役員もしくは実質的に経営に関与する者又は従業員等が前項の各号のいずれにも該当しないこと又は該当しなかったことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3 乙又は再委託先が第1項各号いずれかに該当する場合には、甲は乙に対して催告することなく本契約を解除することができる。

第18条 この契約についての細目は、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の所在地を管轄

区域とする那覇地方裁判所とする。

第20条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は記名押印のうえ、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年4月1日

(甲) 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 池田 竹州

(乙)

警備業務仕様書

1 件名 国立劇場おきなわ警備業務

2 警備対象

- (1) 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号に所在する国立劇場おきなわの施設及び敷地(以下「国立劇場おきなわ施設等」という)

敷地面積 24,000㎡

延べ面積 14,729㎡

3 業務内容

別紙1のとおりとする。

4 業務期間・配置ポストおよび担当時間

- (1) 業務期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日

- (2) 配置ポスト及び担当時間

別紙2のとおりとする。

5 請負者の要件

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条に該当しない者又は、沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規程第7条に該当しない者であること。

- (2) 全省庁統一資格において、「役務の提供等」の営業種目「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。又は、沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規程による入札参加資格名簿に登録されている「別表第3(第2条関係)」に格付けされている者であること。

- (3) 警備業法第2章第4条により、警備業務を営む者として認定されていること。

- (4) 令和5年度以降、沖縄県内において継続して、建築基準法別表第一(い)(一)～(四)項に掲げる建築物の常駐警備業務を行った実績を有する者であること。

- (5) 令和5年度以降、1年以上の期間において、公共機関(国、都道府県等)との間に延べ面積14,000㎡以上の規模を有する施設の常駐警備業務を提供した実績を有する者であること。

- (6) 県内に本店かつ拠点(警備業法第5条に定める営業所)があること。

6 業務従事者の要件及び承認等

請負者は、警備業務実施のため以下の要件を備えた適格な警備員を配置するものとし、予め警備員の身元を明らかにするものを発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 常駐する警備員には、警備業法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者としての資格を有する者を一人置くこと。

- (2) 心身健全な者で、警備・防災に関する教育訓練を受け、かつ、常駐警備員は警備会社の正社員として3年以上勤務の経験がある者であること。

- (3) 責任感を有し、かつ国立劇場おきなわの品位及び信用を損なうおそれがない者であること。

- (4) 文化施設等における常駐警備の経験がある者であること。

(5) 防火管理者講習を修了した者、または自衛消防技術認定証を有する者を各勤務ごとに一人置くこと。

(6) 警備業法に定める資格者を国立劇場おきなわ施設等に配置すること。

7 警備員の派遣

この業務に必要な各種知識の修得は、委託業務の能率的かつ円滑な執行上有益であるため、発注者が承認した警備員については原則として契約終了まで従事させるものとする。

ただし、次の各号に該当し、やむを得ず警備員を変更する場合は、請負者の責任において、新規予定者に対する事前教育を十分実施するものとする。

(1) 請負者の理由による警備員の異動

請負者は、人事管理上その他やむを得ない理由により、異動交替を行う場合においては、少なくとも10日前までにその旨を文書により発注者に通知し、その承認を得るものとする。

(2) 発注者の理由による警備員の異動

発注者は、警備員のうち不相当者があると認めるときは、その旨を請負者に通知し、この警備員の交替を申し出ることができる。

この場合、請負者は実状を調査のうえ、発注者の申し出を正当と認めるときは、速やかに従事者の交替を行うものとする。

8 警備計画書

警備の実施にあたっては、請負者はこの仕様書に基づき、あらかじめ警備計画書を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。

9 適用条項

警備の実施にあたっては、請負者は契約書、仕様書、国立劇場おきなわ警備員心得その他適用を受ける諸法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって行うこと。

10 報告

(1) 警備報告

毎日の警備実施状況は、定められた様式により報告する。

(2) 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

(3) その他

必要に応じて記録および報告書の作成提出を行う。

11 緊急事態発生時の処置

(1) 火災その他緊急事態が発生した場合は、直ちに適切な処置により被害の拡大防止に努めると共に、所定の連絡先へ通報し、臨機の措置を講ずるものとする。

(2) 緊急連絡先その他細部事項については、別に定める。

12 立会い、諸手続き

警備に係わる関係官公署等の検査・査察がある場合に立ち会うほか、警備担当者の指示する諸手続きに協力するものとする。

13 施設等の利用

(1) 警備上必要な警備室および休息・宿直室(付帯する電話、電気、空調設備、什器

備品等必要な設備を含む)は無償で使用させるものとする。

(2) 請負者は、上記の貸与施設等について責任を持って管理しなければならない。

(3) 上記の貸与施設及び国立劇場おきなわ等の施設について、請負者及び警備員の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、請負者が修理または同等物により弁償しなければならない。

14 服装、装具

警備員の服装および装具は、請負者の定める制服とし、予め発注者の承認を得るものとする。

15 契約の細目

文部科学省発注工事請負等契約細則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第二号製造請負契約基準を準用するものとする。

16 請負代金の支払

(1) 請負者は、毎月の業務完了後「業務完了報告書」及び請負代金の月額請求書を、国立劇場おきなわ運営財団管理課へ送付するものとする。

(2) 請負代金は、上記の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

17 引き継ぎ

令和8年度に契約する業者は、令和7年度の契約業者から契約の7日前から引き継ぎを受け、4月以降の公演に支障のないよう万全を期すこと。

また、令和9年度以降に契約する業者に業務内容を円滑に引き継ぎしなければならない。

18 その他

(1) 労働基準法、労働基準法施行規則により定められた仮眠、休憩等については、業務に支障が少ない時間帯に同法に定められた最低時間を適宜交互にとるものとして勤務時間割振表を作成し、発注者に提出するものとする。

(2) 請負者及びその従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(3) この仕様書に定めのない事項であっても、警備業務を適切に実施するため必要があると認められる事項は、契約金額の範囲内において誠意をもって履行すること。

以上

別紙1

業務内容

1 国立劇場おきなわ施設等

(1) 事務所受付

- ①国立劇場おきなわ施設等の各ポストの任務把握の徹底と指導及び助言。
- ②外来者の受付、記録、関係先への連絡。
- ③挙動不審者発見時の通報その他の処置。
- ④鍵の授受・保管。
- ⑤遺失物の取扱いと保管課への引継ぎ。
- ⑥正面車寄せにおける不正駐車発見時の通報その他の処置。
- ⑦郵便物等の授受。
- ⑧電話の応対。
- ⑨物品等の搬出入管理。
- ⑩定刻時における出入り口の解錠及び施錠。

(2) 駐車場管理

- ①入庫状況の把握と入庫制限。
- ②不正駐車発見時の注意。
- ③持込み禁止品発見時の処置。
- ④加害、損壊行為者発見時の処置。
- ⑤定刻時における門扉等の開閉。

(3) 巡回

①火災の防止に関すること(点検報告含む)

- ア.火気使用箇所の不始末事項の点検。
- イ.消防用設備・資器材の外見上からの点検。
- ウ.火災発見時における初期消火、緊急連絡、避難誘導等の対応措置。
- エ.防火上支障となる事項に対する通報、連絡。
- オ.禁煙場所における喫煙者発見時の注意。

②盗難の防止に関するすること

- ア.施錠点検。
- イ.不審者、徘徊者発見時の通報、その他の処置。
- ウ.侵入盗発見時の通報その他の処置。
- エ.防犯上支障となる事項に対する通報、連絡。
- オ.コインロッカーの点検。

- ③開場、終演時の交通整理に関すること
 - ア.劇場正面における交通整理。駐車位置の指示。
 - イ.不正駐車発見時の注意。
- ④御製碑周辺の夜間における重点警備
- ⑤その他
 - ア.館内禁止事項行為者発見時の注意。
 - イ.障害物、放置物品(特に、火災時の避難通路に留意)発見時の連絡。
 - ウ.防犯、防災関係設備の操作、運用および監視。
 - エ.施設内電気器具の消し忘れ電源の処置。
 - オ.施設の損壊箇所発見時の連絡。
 - カ.浸水、漏水事故発見時の通報その他の処置。
 - キ.定刻時における正門の開閉。
 - ク.国旗等の掲揚、降納。
- 2 事務所受付室内の劇場内照明設備(屋内・外)を定刻時にセット開始・解除を行う。
- 3 特別業務 特別指示があった場合の警備等業務

別紙2

配置ポスト、及び担当時間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(1) 国立劇場おきなわ

配置ポスト	配置人員	担当時間	備 考
事務所受付	1名	9:00～翌9:00	1. 平日、休日、祝祭日 2. 年末年始(☆1) 3. 電話対応 4. 中央監視からの指示により、事務所受付室から劇場内外の照明のセット開始・解除を行う。 5. 24時間
来場者誘導 (正面玄関)	1名	公演時 ※	公演日のみで22:00までとする。
駐 車 場 整理・誘導	大劇場公演 2名 小劇場公演 2名	公演時 ※	公演日のみで22:00までとする。
巡 回	1名	9:00～翌9:00	1. 7:00～9:30までに敷地内外周及び施設内を1回巡回する。 2. 公演開演時及び終演時に観客、乗用車の交通整理、誘導を行う。 3. 定刻時における正門の開閉を行う。 4. 22:00以降、施設内及び敷地内外周を巡回する。 5. 24時間

※ 上記「公演時」とは、

- ① 昼公演の場合は、12:00～17:00
- ② 夜公演の場合は、17:00～22:00
- ③ 昼・夜公演の場合、12:00～22:00として考える。

(2) 各時間帯における配置人員

時 間 帯	9:00～翌9:00 (24時間)	大劇場公演 (5時間)	小劇場公演 (5時間)
配置人員	2名以上	2名以上	2名以上

☆1 年末年始 原則として12月29日～1月3日

☆2 公演回数は別添による。

※ 上記公演時の警備については、時間をスライドすることもある。

令和8年度公演予定回数

大劇場	79回
小劇場	67回
合計	146回

※大劇場には、研修生発表会含む

※小劇場には、公演記録鑑賞会含む

※公演予定回数は、令和6、7年度、実績の平均値とする。

本業務契約締結後、公演回数に増減が生じた場合においても、原則契約変更の対象としないものとする。



委 任 状

令和 年 月 日

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者 (競争加入者)

[住 所]

[氏 名]

印

私は、 を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日 (公財) 国立劇場おきなわ運営財団において行われる
「国立劇場おきなわ警備業務」の請負契約に係る一般競争入札に関する件。

受任者 (代理人) 使用印鑑



【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
(入札書の提出日)

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者 (競争加入者)

[住 所] 沖縄県00市000-○

[氏 名] 00株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

私は、○○○○を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和○年○月○日 (公財) 国立劇場おきなわ運営財団において行われる
「国立劇場おきなわ警備業務」の請負契約に係る一般競争入札に関する件。

受任者 (代理人) 使用印鑑



(注) これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じて適宜追加・修正等
(委任者が任意に様式で作成するものを含む。) があっても差し支えない。

(支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争加入者）

[住 所]

[氏 名]

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

- 委 任 事 項
- 1 入札及び見積もりに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 - 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
 - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合】

委 任 状

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
(入札書の提出日)

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者 (競争加入者)

[住 所] 沖縄県○○区○○○-○-○

[氏 名] ○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者 (代理人) 沖縄県○○市○○○-○-○
○○株式会社
○○支店長 ○○○○

委 任 事 項

- 1 入札及び見積もりに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者 (代理人) 使用印鑑



(注) これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じて適宜追加・修正等 (委任者が任意に様式で作成するものを含む。) があっても差し支えない。

(支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争加入者の代理人）

[住 所]

[氏 名]

印

私は、
を（競争加入者）の復代理人と定め、
下記は一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる
「国立劇場おきなわ警備業務」の一般競争入札に関する件。

受任者（復代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

委 任 状

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
(入札書の提出日)

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者 (競争加入者の代理人)
[住 所] 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇
[氏 名] 〇〇株式会社
〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇 (競争加入者) の復代理人と定め、
下記は一切の権限を委任します。

記

令和〇年〇月〇日 (公財) 国立劇場おきなわ運営財団において行われる
「国立劇場おきなわ警備業務」の請負契約に係る一般競争入札に関する件。

受任者 (復代理人) 使用印鑑



- (注) 1. この場合、競争加入者からの代理委任状 (復代理人の選任に関する委任が含まれていること。) が提出されることが必要である。
2. これは参考例 (様式及び記載内容) であり、必要に応じて適宜追加・修正等 (委任者が任意に様式で作成するものを含む。) があっても差し支えない。

【競争加入者本人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ警備業務

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を
承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住 所]

[氏 名]

【代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ警備業務

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を
承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住 所]

[氏 名]

代理人

[氏 名]

印

【入札書の記載例1：競争加入者本人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ警備業務

入札金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を
承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(入札書の提出日)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住 所] 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

[氏 名] 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

【入札書の記載例2：代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ警備業務

入札金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を
承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(入札書の提出日)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住 所] 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

[氏 名] 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

代理人

[氏 名] 〇〇〇〇 印

【入札書の記載例3：復代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ警備業務

入札金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を
承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(入札書の提出日)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住 所] 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

[氏 名] 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

復代理人

[氏 名] 〇〇〇〇 印

【復代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ警備業務

入札金額 金 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負業務を履行するものとし、入札に関する条件を
承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争加入者

[住 所]

[氏 名]

復代理人

[氏 名]

印

質問・応答用紙

令和8年2月 日

(質問欄) 下記の事項について質問します。

社名

FAX

氏名

役職名

(応答欄) 上記のお問い合わせにつきましては次のようにお答えします。

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団管理課

<TEL 098 (871) 3303>

<FAX 098 (871) 3322>

質疑提出期限 令和8年3月6日(金)午後2時

※質疑のある場合のみ提出すること

※FAX送信後は、到着確認を電話で行うこと

提出を要する書類等一覧

1. 事前に提出を要する書類等

- (1) 警備実績等申告書（様式1、別添申告事項）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 会社案内（パンフレット等）
- (4) 入札説明書3.（2）に掲げる資格を明らかにする書類。
沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規程に基づく資格審査結果通知書、又は各省各庁の全調達機関において有効な資格審査結果通知書の写し
- (5) 入札説明書3.（3）に掲げる資格を明らかにする書類。
警備業の認定書の写し
- (6) 入札説明書3.（4）に掲げる資格を明らかにする書類。
配置予定の常駐警備員の警備員指導教育責任者資格者証の写し
- (7) 入札説明書3.（5）に掲げる資格を明らかにする書類。
令和5年度以降、資格要件に該当する警備業務の契約書の写し（3年分）
- (8) 入札説明書3.（6）に掲げる資格を明らかにする書類。
令和5年度以降、資格要件に該当する警備業務の契約書の写し（1年以上の契約期間）
警備施設の延べ面積がわかる仕様書等
- (9) 入札説明書3.（7）に掲げる資格を明らかにする書類。
商業（法人）登記の一部事項証明書（商業（法人）登記簿抄本）または
原本証明を行った一部事項証明書の写し。ただし一部事項証明書及びその
写しとも、本入札公告日前3ヶ月以内に発行されたもの。

提出期限	令和8年3月12日(木) 午後5時まで
提出先	(公財) 国立劇場おきなわ運営財団管理課
※提出は持参すること、郵送は認めない。	

警備実績等申告書

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 殿

令和 年 月 日

会社名	
代表者名	印
本社所在地	
電話番号	
FAX番号	
担当者部署名	
担当者役職・氏名	

県内における拠点 (支店・営業所)	名称 住所 (国立劇場おきなわまでの所要時間 分程度)
電話番号	
営業時間	曜日 時間
電話対応時間	曜日 時間
緊急連絡先	
経験3年以上の正社員数(うち警備員指導教育責任者資格者の人数)	(名)
警備業務に関して所属している協会並びに団体等の名称	

申告事項

<p>1.</p>	<p>沖縄県内において建築基準法別表第一(い)欄(一)～(四)に掲げる建築物で、令和5年度以降継続して常駐警備を行った実績</p>	<p>(令和5年度～令和7年度)</p> <p>施設名</p> <p>所在地</p> <p>TEL ()</p>
<p>2.</p>	<p>公共機関(国、都道府県等)の施設で延べ面積が14,000㎡以上のもので、令和5年度以降、1年以上常駐警備を行った実績</p>	<p>()年度</p> <p>公共団体等名</p> <p>施設名</p> <p>延べ面積 ㎡</p>

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団 殿

令和 年 月 日

住 所

会社名

役 職

氏 名

印

誓 約 書

(公財) 国立劇場おきなわ運営財団における、令和8年3月19日入札の「国立劇場おきなわ警備業務」の競争参加するに当たり、下記のとおり誓約いたします。

記

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程16条及び第17条並びに沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する規程第7条に該当しない者であること。
2. 国、県関係機関において取引停止の措置を受けている期間中のものではありません。
3. 弊社が落札したときは、(公財) 国立劇場おきなわ運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負業務を誠実に履行します。